

関係機関の長 様

静岡県健康福祉部障害者支援局  
障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る身体障害者手帳の再認定期日の取扱いについて

日頃より、本県の障害保健福祉行政の推進について、御協力いただきお礼申し上げます。

標記の件につきましては、厚生労働省より、各自治体における感染防止拡大に当たっての弾力的な運用の検討を依頼されているところです。

つきましては、今後の身体障害者手帳の再認定期日の取扱いについて、下記のとおりとすることとしましたので、該当者がサービスを利用する際等の手帳確認時には御留意いただきますようよろしく申し上げます。

記

1 身体障害者手帳の再認定期日の延長

令和2年3月から令和3年2月までの期間内に身体障害者手帳の再認定期日を迎える方について、原則、当該再認定期日を1年間延長する特例措置を取ることとします。

例：現 行 再認定期日 令和2年7月  
措置後 再認定期日 令和3年7月

2 身体障害者手帳所持者への周知方法

別紙「新型コロナウイルス感染症対策に伴う身体障害者手帳の再認定期日の延長について（通知）」を身体障害者手帳所持者へ随時送付致します。

3 留意事項

ア 本特例措置に伴う身体障害者手帳の再発行は行いません。対象者が現に所持する手帳の再認定期日を1年後に読み替えてください。

イ 本特例措置は、対象者の再認定期日を原則1年間延長するものですが、従来の再認定期日での申請を拒むものではありません。

担 当 手帳手当班  
電話番号 054-221-3686

別紙



障 福 第 一 号  
令和 2 年 6 月 日

〇〇市  
静岡 一太郎 様

静岡県知事 川勝平太

新型コロナウイルス感染症対策に伴う  
身体障害者手帳の再認定期日の延長について(通知)

あなたの身体障害者手帳の障害にかかる再認定期日は、令和 2 年 9 月 30 日までとなっていますが、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」による外出自粛の要請を受け、静岡県では、令和 2 年 3 月から令和 3 年 2 月までの間に再認定期日を迎える身体障害者手帳所持者に対して、原則（※）、再認定期日を 1 年間延長する特例措置を取ることとしました。

したがって、本通知によりあなたの身体障害者手帳の再認定期日は令和 3 年 9 月 30 日となり、再認定期日まで下記の等級を継続することとします。

なお、本通知に伴う身体障害者手帳の再交付は行いませんので、本通知とお持ちの身体障害者手帳を合わせて保管してください。

今後、延長後の再認定年月日のおおむね 1 か月前までに身体障害者手帳の再認定申請を行ってください。この申請に基づく診査の結果、身体障害者手帳の返還、若しくは等級が変更になる場合があります。詳細については、再認定月のおおむね 2 か月前に改めて通知します。

(※) 従来 of 再認定期日での申請を拒むものではございませんが、特例措置の対象とはならず、申請に基づく審査の結果、身体障害者手帳の返還、若しくは等級が変更になる場合があります。

記

- |   |               |                |                 |
|---|---------------|----------------|-----------------|
| 1 | 身体障害者手帳番号     | 静岡県第 1000011 号 |                 |
| 2 | 障害名・等級及び再認定期日 |                |                 |
|   | 両眼バーチャット症候群   | 3 級            | 令和 2 年 9 月 30 日 |
|   | 延長後の再認定期日     |                | 令和 3 年 9 月 30 日 |

担 当 健康福祉部障害福祉課手帳手当班  
電話番号 054-221-3686